

障害者居宅介護・重度訪問介護・同行援護

サービス重要事項説明書

【大垣市社会福祉協議会 ホームヘルパー室】

当事業所は利用者に対して居宅介護・重度訪問介護・同行援護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上注意していただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として介護給付費の支給決定を受けた方が対象となります。

◇◆目次◆◇

1. 事業者（法人）の概要	P 1
2. 事業所の概要	P 1
3. 事業実施地域及び営業時間	P 2
4. 職員の体制	P 2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	P 2
6. サービスの利用に関する留意事項	P 3
7. 苦情の受付	P 3
8. 緊急時における対応方法	P 4
9. 損害賠償について	P 4

1 事業者（法人）の概要

名称・法人の種別	社会福祉法人 大垣市社会福祉協議会
代表者氏名	会長 金森 勤
所在地	岐阜県大垣市馬場町 124
連絡先	電話：0584-78-8181 FAX：0584-81-6200
設立年月日	昭和50年3月14日

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	大垣市社会福祉協議会 ホームヘルパー室
所在地	岐阜県大垣市今宿 5-1-4 在宅福祉サービスステーション内
連絡先	電話：0584-75-3303 FAX：0584-75-3394
事業所番号	2112100090 居宅介護・重度訪問介護・同行援護
管理者氏名	菱田 英香
指定年月日	平成18年10月1日

(2) 事業の目的

障害者が居宅等において、日常生活を営むことが出来るよう、利用者等に対しホームヘルパーの派遣を行い、必要なサービスを提供します。

(3) 当事業所の運営方針

利用者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事、移動の介護等、その他生活全般にわたる援助を行う。

3 事業実施地域及び営業時間

(1) 事業の実施地域 大垣市の区域とする。

大垣市社会福祉協議会 ホームヘルパー室（障害ヘルパー） 重要事項説明書 1/4

(2) 営業日・営業時間

営業日	天災その他やむを得ず業務を遂行できない日を除き毎日
営業時間	6：00～22：00（ただし、必要に応じて時間外も可）

4 職員の体制

当事業所では、利用者に対して指定訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置します。

	常勤	非常勤	常勤換算	備考
管理者	1		1	
サービス提供・訪問介護員	3		3	
訪問介護員	11	82	38	

※ 常勤換算：職員それぞれの週の勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の職員が5名いる場合
（8時間×5名÷40時間＝1名）

5 当事業所が提供するサービスと利用料金（契約書 第4.5条参照）

事業所は、利用者の家庭等にホームヘルパーを派遣し、提供するサービス内容は次のとおりとします。

(1) 居宅介護計画・重度訪問介護計画・同行援護計画の作成

(2) 身体介護に関すること

- ア 食事の介護
- イ 排泄の介護
- ウ 衣類着脱の介護
- エ 入浴の介護
- オ 身体の清拭、洗髪
- カ 通院等の介助その他必要な身体の介護

(3) 家事に関すること

- ア 調理（配膳、片づけを含む）
- イ 衣類の洗濯、補修
- ウ 住居等の掃除、整理整頓
- エ 生活必需品の買い物
- オ 関係機関等との連絡
- カ その他必要な家事

(4) 相談及び助言に関すること

- ア 生活、身上、介護に関する相談、助言
- イ 住宅改良に関する相談、助言
- ウ その他必要な相談、助言

(5) 外出時における移動の介護（重度訪問介護のみ）

- ア 官公庁や銀行等の公共機関への用務など社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出の援助

(6) 同行援護に関すること

- ア 移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）
- イ 移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護

ウ 排泄、食事等の介護その他外出する際に必要となる援助

(7) 利用料

サービスの利用は通常9割が介護給付費の対象となります。事業所が介護給付を代理受領する場合には、利用者は、利用者負担分としてサービス料金の1割（定率負担）を事業所にお支払いいただきます。

(8) 利用料金の支払い方法

当月の利用料を、毎月翌月28日に口座振替の方法で支払うものとします。なお、これにより難しい場合は別の方法によるものとします。

6 サービスの利用に関する留意事項

- (1) 利用者は「5 当事業所が提供するサービスと利用料金」で定められた以外の業務を事業者に依頼することはできません。
- (2) 障害者介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。ただし、事業者は障害者介護サービスの実施にあたって利用者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。
- (3) 障害者介護サービス実施のために必要な備品等（電気・水道・ガスを含む）は無償で使用させていただきます。
- (4) 障害者介護サービス実施にあたって、複数の介護職員が交替してサービスを提供します。

7 虐待の防止

利用者の人権を尊重する視点に立ったサービスに努め、虐待防止に必要な措置を講じます。

8 苦情の受付（契約書 第13条参照）

(1) 苦情・相談受付

苦情申出窓口	社会福祉法人 大垣市社会福祉協議会 住所：大垣市馬場町124 電話：0584-78-8181
苦情解決責任者	早崎正人（社会福祉協議会事務局長）
苦情受付担当者	小倉隆司（社会福祉協議会経営企画課長）
第三者委員	廣瀬好男（連絡先 81-2869） 高橋和子（連絡先 91-2768） 高木博史（連絡先 090-1763-1558）

(2) 苦情解決の方法

苦情受付	面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。また、第三者委員に直接苦情を申し出ることが出来ます。
苦情受付の報告、確認	苦情受付担当者が受けた苦情は、苦情解決責任者と第三者委員に報告いたします。ただし、苦情申出人が、第三者委員への報告を拒否された場合は、その報告は行いません。 また、第三者委員は、苦情の内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨の通知を行います。
苦情解決のための話し合い	苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立ち会いによる話し合いは、次により

	行います。 ア 第三者委員による苦情内容の確認 イ 第三者委員による解決案の調整、助言 ウ 話し合いの結果や改善事項の確認
--	--

(3) 解決が困難な苦情についての窓口

本事業所で解決できない苦情の相談	岐阜県社会福祉協議会内運営適正化委員会 住所：岐阜市下奈良 2-2-1 電話：058-278-5136
------------------	---

(4) 行政機関その他苦情受け付け機関

大垣市役所社会福祉課	住所：大垣市丸の内 2-29 電話：0584-81-4111
------------	-----------------------------------

9 緊急時に於ける対応方法（契約書 第6条参照）

事業所は、利用者の症状が緊急を要する場合には、速やかに大垣市及び主治医等の医療機関に報告するとともに、利用者の指定する者に対し連絡することを義務とします。

10 損害賠償について（契約書 第9条参照）

事業者の責任により利用者に生じた損害については、全国社会福祉協議会の「総合補償プラン」により補償いたします。

平成 年 月 日

指定訪問介護サービス等提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

担当者： _____ (印)

住 所 岐阜県大垣市馬場町124
 事業者名 (福)大垣市社会福祉協議会
 代表者名 会長 金森 勤 (印)

(大垣市今宿5-1-4 在宅福祉サービスステーション内
 大垣市社会福祉協議会ホームヘルパー室
 電話番号 (0584)75-3303)

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護・重度訪問介護・同行援護サービスの提供開始に同意しました。

住 所 _____

利用者氏名 _____ (印)

代理人住所 _____

代理人氏名 _____ (印)